議案第３７号

令和４年度川崎市公債管理特別会計予算

令和４年度川崎市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 172,385,433 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

令和４年　２　月１４日提出

川崎市長　福　田　紀　彦

公債管理特別会計

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金　額
1 財産収入		千円 1,764,229
	1 財産運用収入	1,764,229
2 繰入金		144,859,203
	1 基金繰入金	25,222,521
	2 他会計繰入金	119,636,682
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 市債		25,762,000
	1 借換債	25,762,000
歳入合計		172,385,433

歳　出

款	項	金　額
1 公債費		千円 169,524,983
	1 公債費	169,524,983
2 諸支出金		2,858,450
	1 繰出金	2,858,450
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		172,385,433

第　2　表　　地　　方　　債

起　債　の　目　的	限　　度　　額	起　債　の　方　法	利　　率	償還の方法
借　　換　　債	千円 25,762,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	年5.0%以　内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から25カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。